

高見様

お疲れ様です。先日お問い合わせの件で、昨日、厚労省に資料要求をしました。各病院などに問い合わせなどしなければならないというので、返答は10月第一週(5日の週)になるというので、この点は了承しました。遅くとも10月9日(金)までには返答が来ます。

- 1 保安病棟の自殺者の最新人数を病院別、入通院別に明らかにしてほしい。また、入院・通院は何ヶ月目か。
- 2 自殺の様態。治療内容との関係(どのような治療中であったか)。
- 3 自殺の動機は何か。遺書はどのようなものか。遺書が無い場合同病棟への入院者に何か漏らしていないか、家族に漏らしていたことは無いか。自殺に至る兆候は無かったか。
- 4 医師との関係は良好であったか。治療内容を把握していたか。治療方針に納得していたか。不満を言っていなかったか。
- 5 入院の場合、外に出たいと欲していなかったか。通院の場合、強制から解放されたいと言っていなかったか。強制と自殺の関係性はないか。
- 6 入院処遇者全体に対する自殺者の比率と一般入院における自殺者の比率の比較。

「特定の病院に集中していないかという情報も欲しいところです」については、1で病院別が出れば分かるので入れませんでした。

返答がありましたら、すぐにお知らせします。

よろしく願います。

---

阿部知子事務所  
蜂谷 隆  
Tel:03-3508-7303  
Fax:03-3508-3303  
hachiya@abetomoko.jp

---

2009/10/23

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律  
(以下「医療観察法」という。)に係るご照会について

- ◆ 今般のご照会に関する回答に当たっては、対象者ご本人及びご家族のプライバシーに配慮しつつ、当方として可能な限りの情報を提供させていただくものであるが、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第8条（利用及び提供の制限）及び第14条（保有個人情報の開示義務）の趣旨等を勘案した結果、確認をすることが困難であった事実関係や病院名等の公表を差し控えさせていただいた内容があることについて、ご理解をいただきたい。

◇注1 下記1及び2は、医療観察法施行から平成21年9月末日までの数値であり、通院については、死亡時の状況等から自殺と推定されたものである。

1 医療観察病棟の自殺者の最新人数を病院別、入通院別に明らかにしてほしい。また、入院・通院は何ヶ月目か。

○自殺事案の入院・通院期間別の内訳

・入院

6月以内 2件  
1年6月を超え2年以内 1件

・通院

6月以内 4件  
6月を超え1年以内 5件  
1年を超え1年6月以内 1件

2 自殺の様態。治療内容との関係（どのような治療中であったか）。

○自殺の様態、治療内容の内訳

・入院

外出訓練中に無断退去し、その後自殺 1件

病院内での自殺 1件

外泊訓練中に自殺 1件

※ いずれも医療観察法に係る「入院処遇ガイドライン」に基づく治療計画について、本人に説明し同意を得た上で治療を行っていた。

・通院

自宅において自殺を図り、死亡 5件

自宅外において自殺を図り、死亡 5件

◇注2 下記3～5は、いずれも病院からの聴取によるものであり、また、指定入院医療機関の管理者は、医療観察法施行規則第10条に基づき、入院対象者が死亡したときは、管轄する地方厚生局長に対し、その旨を届け出ることとなっているため、当該死亡について把握している。

3 自殺の動機は何か。遺書はどのようなものか。遺書が無い場合、同病棟への入院者に何か漏らしていないか、家族に漏らしていたことは無いか。自殺に至る兆候は無かったか。

- 自殺の動機
  - ・入院(3件) 不明
- 遺書の有無
  - ・入院(3件) 特になしと思われる
- 同病棟への入院者、家族に何か漏らしていないか
  - ・入院(3件) 特になしと思われる
- 自殺に至る兆候
  - ・入院(3件) 特になしと思われる

4 医師との関係は良好であったか。治療内容を把握していたか。治療方針に納得していたか。不満を言っていなかったか。

- 医師との関係は良好であったか
  - ・入院(3件) 良好と思われる
- 治療内容を把握して、治療方針に納得していたか
  - ・入院(3件) 治療内容及び治療方針については、本人に説明し同意を得た上で治療を行っていた。
- 不満を言っていなかったか
  - ・入院(3件) 特になしと思われる

5 入院の場合、外に出たいと言ってなかったか。通院の場合、強制から解放されたいと言っていなかったか。強制と自殺の関係性はないか。

- 入院の場合、外に出たいと言ってなかったか
  - ・入院
    - 外出の希望を踏まえて、外出訓練を実施していた 1件
    - 外出・外泊の希望を踏まえて、外出・外泊を実施していた 1件
    - 特になしと思われる 1件
- 強制と自殺の関係性はないか
  - ・入院(3件) 特になしと思われる

6 入院処遇者全体に対する自殺者の比率と一般入院における自殺者の比率の比較。

- ・ご指摘のデータについては把握していない

## 【参考条文(抜粋)】

## ○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)

## (利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

## (保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの